

健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の一部改正について

◆ 健康診査等専門委員会

【目的】

今後更なる国民の健康増進を図るため、公衆衛生学的観点から健康診査等について検討すること。本委員会における成果としては、「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」の改定を目指すこと。

【開催経緯】

- ・第1回（平成27年11月18日）
健診・検診総論（健診・検診や評価の考え方、情報の継続の在り方）
- ・第2回（平成28年2月19日）
健康診査等の満たすべき要件について
- ・第3回（平成28年6月17日）
健康診査等に伴う情報提供、保健指導、受診勧奨の考え方について
- ・第4回（令和元年5月24日）
健康診査の結果等に関する情報の利活用について
- ・第5回（令和元年6月5日）
健康診査の結果等に関する情報の利活用について
健康診査等専門委員会報告書骨子（案）について
- ・第6回（令和元年7月29日）
健康診査等専門委員会報告書（案）について

⇒ **令和元年8月26日、健康診査等専門委員会報告書公表**

【専門委員会委員】

- 井伊久美子 公益社団法人日本看護協会副会長
今村聡 公益社団法人日本医師会副会長
小川久雄 国立研究開発法人国立循環器病研究センター理事長
春日雅人 公益財団法人 朝日生命成人病研究所 所長
木村文裕 健康保険組合連合会常務理事
下浦佳之 公益社団法人日本栄養士会常務理事
祖父江友孝 大阪大学大学院医学系研究科教授
山本秀樹 公益社団法人日本歯科医師会常務理事
多々見良三 全国市長会・京都府舞鶴市長
◎辻 一郎 東北大学大学院医学系研究科教授
本田麻由美 読売新聞東京本社編集局生活部次長
松岡正樹 公益社団法人国民健康保険中央会審議役
森晃 爾 産業医科大学産業生態科学研究所教授
山野井尚美 全国保健師長会会長
山本 賢一 全国町村会副会長（岩手県軽米町長）
弓倉 整 公益財団法人日本学校保健会専務理事

◎座長 （五十音順・敬称略）

◆ 健康診査等指針の一部改正のポイント

【改訂の趣旨】

健康増進法第9条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」を定めている。

今般、「健康診査等専門委員会報告書」において、健康診査が満たすべき要件、健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方等について健診等指針へ位置付けることの必要性が指摘されたことから、健康診査等指針について所要の改正を行う。

（１）「健診」及び「検診」の考え方を追加

基本的な考え方として、健康診査は、大きく「健診」と「検診」に分けられること、「健診」は健康づくりの観点から経時的に値を把握することが望ましい検査群であること、「検診」は主に特定の疾患自体を確認するための検査群であること等を追加する。

（２）健康診査が満たすべき要件を追加

健康診査について、対象とする健康に関連する事象、検査、保健指導などの事後措置、健診・検診のプログラム等に係る満たすべき要件を追加する。

（３）健診・検診プログラムの評価に係る規定の整備

健康増進事業実施者は、健診・検診プログラム全体としての評価を行うことが望ましく、評価を行う場合には、ストラクチャー評価、プロセス評価、アウトプット評価及びアウトカム評価に分類の上、行うことが必要であることを定める。

（４）健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方に関する規定の整備

健康増進事業実施者においては、生涯を通じた継続的な自己の健康管理の観点から、原則として各健診・検診において、その結果を別途定める標準的な電磁的記録の形式により提供するよう努めること、できる限り長期間、本人等が健診結果等情報を参照できるようにすることが望ましいこと等を定める。

（適用日：令和2年2月12日）